

○総務省令第八号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の十三の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

総務大臣 武田 良太

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

## 附則

(法第三十三條の五の三の額の算定方法)

第一條の二 法第三十三條の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一條の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入額については同法第七十二條の七十六又は第七百三十四條第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）（法第三十三條の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち特別法人事業譲与税に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五條の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同條第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五條ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

## 二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の収入額（法第三十三條の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

## 附則

(法第三十三條の五の三の額の算定方法)

第一條の二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「廃止前暫定措置法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三十八條により読み替えて適用される法第三十三條の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一條の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五條の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同條第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五條ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

## 二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

（法第三十三条の五の十三の額の算定方法）

第二十条の十八 法第三十三条の五の十三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 令和二年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた地方消費税（従来分）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額並びに令和二年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた地方消費税（引上げ分）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額から令和二年度の地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の収入額（地方消費税の収入額については同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入額については同法第三十三条の規定により市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付額を控除した額とし、軽油引取税の収入額については同法第四百四十四条の六十第一項の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下「軽油引取税交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）（法第三十三条の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち地方消費税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 令和二年度の地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

〔新設〕

イ 令和二年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた市町村たばこ税、地方消費税交付金のうち地方消費税（従来分）に係る額、ゴルフ場利用税交付金及び軽油引取税交付金の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額並びに令和二年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた地方消費税交付金のうち地方消費税（引上げ分）に係る額、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額から令和二年度の市町村たばこ税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の収入額（市町村たばこ税の収入額については市町村たばこ税都道府県交付金の交付額を控除した額とする。）（法第三十三条の五の十二に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 令和二年度の市町村たばこ税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減取補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなることと認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。